沖縄県選挙管理委員会告示第 号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成26年4月1日以降政治活動 (選挙運動を含む。)のために寄付を受け、又は支出することができない団体となったのは次のとおりで ある。

平成26年4月1日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
まえさと保後援会	大城郁男	佐事安夫	豊見城市字根差部433-1
こはつ隆後援会	我喜屋宗一	小波津美奈子	金武町字金武364
ズケラン功後援会	瑞慶覧朝保	瑞慶覧望	北谷町字桑江606-10
タマキ健一後援会	玉城健一	玉城京子	名護市字勝山1178番地